

埼玉県人権施策推進指針 (第2次改定)

～お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現を目指して～

令和4年3月



お互いの人権を尊重しながら 共に生きる社会の実現を目指して



人権は、誰もが生まれながらに持っている権利で、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

この権利を守るためには、私たち一人一人が人権尊重の意識を高めるとともに、他の人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

埼玉県におきましては、「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目標に、国、市町村、民間団体や県民の皆様と連携し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、私たちの周りでは、子供に対する虐待や、女性に対する暴力、障害のある方への差別、外国人に対する偏見など様々な人権問題が存在しています。

また、LGBTQ等性の多様性の尊重、さらには新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いなど、人権を取り巻く情勢はますます複雑化、多様化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を策定いたしました。

策定に当たり御審議いただいた埼玉県人権施策懇話会委員の皆様、県民コメントによりたくさんの御提言をくださった県民の皆様に感謝申し上げます。

今後は、この指針に基づき、国、市町村、民間団体などとの連携をより一層深めて、県民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいります。

令和4年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目次

第1章 指針の第2次改定に当たって 1

第2章 人権施策の目標 3

- 1 人権施策の基本理念 3
- 2 指針の性格 3
- 3 目標年次等 4

第3章 人権施策の推進方向 5

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 6
 - 1 人権教育 6
 - (1) 学校等における人権教育 6
 - (2) 家庭、地域社会における人権教育 8
 - 2 人権啓発 10
 - (1) 県民全般に対する人権啓発 10
 - (2) 県職員等に対する人権啓発 12
- II 相談・支援の推進 14
- III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり 16

第4章 分野別施策の推進 18

- 1 女性 18
- 2 子供 20
- 3 高齢者 22
- 4 障害のある人 24
- 5 同和問題（部落差別） 26
- 6 外国人 28
- 7 HIV感染者等 30
- 8 犯罪被害者やその家族 32
- 9 アイヌの人々 34
- 10 インターネットによる人権侵害 35
- 11 北朝鮮当局による拉致問題 37
- 12 災害時における人権への配慮 38
- 13 性的指向・性自認 39
- 14 様々な人権問題 41

第5章 推進体制 43

- 1 県の推進体制 43
- 2 国、市町村、民間団体等との連携 43

◇ 施策体系・用語解説 44

◇ 資料 54

第1章 指針の第2次改定に当たって

本県では、2000（平成12）年11月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*（以下「人権教育啓発推進法」という。）」及び、同法律に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、2002（平成14）年3月に「埼玉県人権施策推進指針（以下「人権指針」という。）」を策定し、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んできました。

この人権指針では、県政のあらゆる分野で人権の尊重を基調において施策を推進するため、Ⅰ「人権教育*・人権啓発*」、Ⅱ「相談・支援」、Ⅲ「県民、NPO、企業等と協働した地域づくり」の3つの視点に重点をおいて、その方向性を明らかにし、事業を展開してきました。

また、女性、子供、高齢者など各人権課題を重点的に取り組むべき分野別施策として、事業を推進してきました。

その後も、女性、子供、高齢者、障害のある人への虐待が深刻化し、また、インターネット上での名誉毀損、北朝鮮当局による拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権課題も顕在化しました。

そこで、第1次改定（平成24年3月）では、新たな人権課題を取り上げ、各種施策を推進してきました。

しかし、女性、子供、高齢者、障害のある人等に対する虐待相談は依然増加傾向にあるとともに、スマートフォンの急速な普及により、ソーシャルネットワーキングサービス*（SNS）による人権侵害やLGBTQ*の人権問題など、人権を取り巻く情勢は、ますます複雑、多様化しています。

2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律*（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律*（以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法が制定施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

また、2020（令和2）年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者をはじめ社会機能の維持に必要な事業を支えている方々や、その家族などに対する差別的取扱いや言動など様々な人権問題も発生しています。

このたび、第1次改定人権指針の目標年次を迎えたことから、これまでの取組の成果や2020（令和2）年10月に県が実施した人権に関する県民意識調査*の結果を踏まえるとともに、人権指針第1次改定後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、人権指針の第2次改定を行います。

※ 本文中で、* を付した言葉は、「用語解説（P46～）」に説明を掲載しています。

第2章 人権施策の目標

1 人権施策の基本理念

本県は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。

この基本理念は、次の3つがともに実現した社会をいいます。

(1) 一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、すべての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

一人ひとりが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

(2) 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

すべて人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

すべての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 指針の性格

(1) 県が進める人権施策の基本的な考え方を示すとともに、県民をはじめNPOや企業、市町村などに対して県の人権施策の推進方向を示し、人権が尊重される社会づくりのための連携や協働を求めていくものです。

(2) 県の総合計画である「5か年計画」を踏まえるとともに、県の部門別計画等と密接に関連を持つものです。

(3) 「人権教育啓発推進法*」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的に推進するためのものです。

3 目標年次等

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2022（令和4）年度から概ね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

推 進 指 標	令和2年度	令和13年度
人権尊重の意識が10年前と比べて高まっていると感じる人の割合	55.0%（※）	65%以上

※ 令和2年度 人権に関する県民意識調査*

第3章 人権施策の推進方向

県政のあらゆる分野の業務は、県民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。このため、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発、人権問題に関する相談、支援などの取組が求められています。

さらに、人権施策を効果的に実施するため関係機関との連携が必要となります。

このため、県の行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II 相談・支援の推進

III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

また、重点的に取り組むべき分野別人権課題として、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題（部落差別）、外国人、HIV感染者*等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮に加えて、性的指向*・性自認*についての施策を展開します。

なお、各部局は施策策定に当たっては、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことや県民の参画の機会を創設することも必要となっています。

I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 人権教育*

様々な人権問題の解決を目指し、学校、家庭、地域社会を通じて、次の4つの基本的な方針に基づき人権教育を推進します。

○ 県民が主体となる人権教育

県民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進します。

○ 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

○ 人権感覚を培う人権教育

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進します。

○ 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

(1) 学校等における人権教育

【現状と課題】

学校では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したりクラスで話し合ったりするなど発達段階に応じた取組を行い、自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図ってきました。

しかし、偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題は引き続き発生しているほか、児童虐待*の報告件数の増加や感染症に関し、新たな偏見や差別が見られており、適切な対応が求められています。

【施策の展開方向】

子供の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて一人ひとりを大切にすることを推進し、人権の意義・内容や「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に対する理解を深め、基本的人権を尊重し様々な人権問題を主体的に解決しようとする幼児・児童生徒の育成を目指します。

① 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等で、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、児童生徒の人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

家庭や地域社会と連携し、ボランティア活動、自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、児童生徒の豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

幼稚園、保育所、認定こども園*、小・中学校及び高等学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

② 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行うとともに、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用等、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法等の工夫・改善を図ります。

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

③ 教育相談体制の充実

生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努めます。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

【現状と課題】

これまで、人権教育の指導者の養成を行うとともに、公民館等の社会教育施設等を中心とした学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会の提供により、地域の人々の人権意識の向上を図ってきました。

しかし、核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化や、家庭・地域の教育力の低下が指摘され、育児や介護に悩みを抱える家庭の孤立、児童虐待、配偶者等へのDV*、感染症に関する偏見や差別などの問題が顕在化しています。

様々な学習機会を通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めることはもちろんのこと、住民相互のつながり意識の醸成や住民同士の絆の強化が図れるような学習の場の提供や機会の充実が求められています。

【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施したりするなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

③ 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

④ 人権教育指導者*の養成と研修の充実

学校、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うには、地域社会において人権教育を先頭に立って実施していく指導者の養成と充実を図ることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結びつく研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

2 人権啓発*

(1) 県民全般に対する人権啓発

【現状と課題】

人権啓発については、すべての県民が啓発活動に触れることができるよう「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心に、テレビやラジオ、新聞などの広告媒体による啓発、冊子やポスター、ホームページ・ソーシャルメディア*による啓発、講演会などのイベントを継続的に開催しています。

2020（令和2）年10月に実施した人権に関する県民意識調査*の結果によると、国民一人ひとりの人権尊重の意識が10年前より高くなっていると回答した人の割合が、2010（平成22）年度実施の同様の調査に比べて8.7ポイント増加し55.0%になるなど、人権意識の高揚に一定の成果がみられたところです。

今後の人権啓発は、一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解をさらに深められるよう、ソーシャルメディアなど様々な媒体を活用し人権啓発活動をより効果的に推進することが必要です。

【施策の展開方向】

様々な人権問題を解決し、人権が尊重される社会を実現することを目的として、人権尊重の思想が県民に広く定着するよう啓発活動を推進します。

国、市町村、県民、NPO、企業、マスメディア等と連携した啓発活動をより一層推進します。

県民が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、多様な学習の機会の提供や効果的な手法の採用など工夫しながら啓発活動を推進します。

また、人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発や研修を、それぞれの職務や職場に応じた効果的に推進します。

① 県民への啓発

人権教育・啓発活動体制の充実を図るとともに、国、市町村、NPO、企業、マスメディア等と連携、協力し、効果的に啓発活動を推進します。

そのため、「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会*」や「人権尊重社会をめざす県民運動

推進協議会*」に加え、複数の市町村による協議会などを活用し、積極的に啓発活動を実施します。

また、市町村、NPO、企業などが行う啓発活動に講師の派遣や啓発資料の提供などの支援をします。

さらに、より多くの県民に効果的な周知を図るため、ソーシャルメディアやマスメディアを積極的に活用するなど効率的な啓発活動を推進します。

② 企業等への啓発

企業には、地域社会における社会的責任や社会貢献が求められております。公正な採用や昇任、ハラスメントなどの対応が課題になっています。

企業において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にされた組織づくりが進むよう、各種業界団体や経営者等に対する啓発活動を推進します。

また、企業の自主的な取組を支援するため、講師の派遣や啓発冊子の配布など情報提供に努めます。

③ 人権に関わりの深い職業に従事する者への啓発

医療、保健、福祉関係者を養成する学校や養成施設のほか、医療機関、社会福祉施設その他の関係団体等に対して、人権に関する教育・研修の充実を働きかけていきます。

マスメディア関係者については、社会に対する影響が大きく、人権尊重の視点に立った紙面づくり、番組づくり等が必要であることから、職場において自主的で積極的な研修等の取組を促します。

④ NPO等との連携強化

NPO等との連携強化を図り、情報提供等の支援をし、啓発活動を促進します。

(2) 県職員等に対する人権啓発

【現状と課題】

公務員の仕事は様々な人権に深い関わりを持つことから、従来から研修機関での研修や職場内研修など様々な形態で取り組んできましたが、これまで以上に人権尊重の理念を理解し、公権力の行使による人権侵害などにも十分留意して、その意識が行動に現れるよう、より一層の研修・啓発が必要です。

【施策の展開方向】

すべての職員が人権尊重の理念に基づき日常の職務を行うよう、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実します。また、各地域や職場で人権啓発のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

研修に当たっては、職員が自らの問題としてとらえ、考えられるような様々な人権問題や差別問題を取り上げるなど、研修手法等を工夫していきます。

① 行政職員

行政職員は、常に人権的配慮を念頭に置き、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

また、地域社会の一員として、人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう、職員の意識改革に努めます。

② 教職員

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間等の場面の指導力の向上を目指すとともに、指導者である教職員の人権意識を向上させるため、あらゆる人権に関する教育のための研修の充実を図ります。

③ 警察職員

警察職員は、人権に配慮した公正で適切な職務の遂行が必要であることから、「職務倫理の基本」に基づく職務倫理教育の推進、適切な市民応接活動の強化など人権への配慮に重点をおいた教育訓練を充実させ、人権意識の高揚を図ります。

④ 消防職員

消防職員は、職務上その活動が県民の日常生活に密接に関わることから、個人のプライバ

シーや人権に配慮することが常に求められています。

このため、消防学校の倫理教育の中で人権教育の内容を盛り込むなど、今後とも研修の充実を図ります。

⑤ 医療関係職員

医療関係職員の業務の遂行に当たっては、インフォームド・コンセントの徹底や自己決定の尊重、プライバシーへの配慮など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修を充実します。

⑥ 福祉・保健関係職員

福祉・保健関係職員の業務の遂行に当たっては、個人のプライバシーの十分な配慮や人間の尊厳に対する認識など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、人権に関する研修を充実します。

Ⅱ 相談・支援の推進

【現状と課題】

県では、行政に関する相談や県民生活に関する民事、家庭問題等についての総合相談窓口を設置して相談を行っています。また、女性や子供に関する相談をはじめ、障害のある人、高齢者、H I V感染者等の各種の福祉相談、外国人のための相談、犯罪被害者やその家族などに対する相談など個別的な課題ごとに相談機関を設置して対応しています。

しかしながら、女性に対する暴力や子供、高齢者、障害のある人への虐待をはじめ、人権に関する相談件数が増加するとともに相談内容が複雑・多様化しております。このため迅速かつ適切な対応をするための相談事業の充実、相談機関相互の一層の連携強化が求められています。

人権侵害に対する相談・支援・救済は法務局や人権擁護委員*により実施され、また、N P O等の民間団体も大きな役割を担っています。国、県、市町村、N P O等の民間団体が相互の特性を生かし、十分な連携を図っていくことが重要です。

【施策の展開方向】

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に取り組みます。

女性への暴力、子供、高齢者、障害のある人への虐待などの様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに対する権利擁護や権利行使の援助を図ります。

さらに、複雑、多様になった人権問題に、迅速かつ総合的に対応できるよう、国、市町村、その他の関係機関を含めそれぞれの相談機関等がネットワーク化を図るなど連携強化の取組を推進します。

また、効果的な相談・支援施策を実施していくために、迅速性、柔軟性に優れたN P O等の民間団体と一層の連携を図っていきます。

① 相談機関相互の連携強化

人権問題の早期解決を目指し、県の関係機関をはじめ、法務局などの国の関係機関、市町村、人権擁護委員連合会、N P O等の人権に関する相談・支援機関等の連携強化に努めます。

② 相談機関の充実

県民が、人権に関する様々な問題について気軽に利用できるよう、各相談機関の充実や活動内容の県民への周知を図ります。

さらに、相談窓口機関が研修、情報交換を行い、関係職員や相談員の能力の向上を図ります。

③ 保護・支援の充実

人権侵害を受けている女性、子供等に対しては、緊急な相談に応じ、一時保護機能と自立等の支援を充実します。

また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの権利擁護や権利行使の援助を図ります。

④ 救済（苦情解決等）に向けた取組の充実

女性への権利侵害等に対する苦情処理制度の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなど子供への権利侵害に対処する機関の充実を図ります。

さらに、高齢者、障害のある人などによる福祉サービスの利用に関する苦情に対応するための体制の充実を図ります。

⑤ NPO等との連携強化

NPO等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

Ⅲ 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり

【現状と課題】

県内各地で、県民、NPO、企業などの地域社会を構成する多様な主体による人権が尊重される地域づくりが進められていますが、今後より一層の取組が期待されます。

児童虐待やいじめ、DV*（ドメスティック・バイオレンス）等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の連携による取組が求められています。

自主的、自発的に行われる県民やNPO、企業等が行う人権に係る活動は、地域の様々な人権問題の解決に向けて、機動性等に優れるなどその重要性が認識されてきています。

女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人やLGBTQ*などすべての社会の構成員が地域の中で共に暮らし、共に生きる社会の実現が求められています。

【施策の展開方向】

県民、NPO、企業などの地域社会の構成員が相互に連携を図り、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現を目指します。人権が尊重される社会づくりの基本は、地域住民をはじめ、NPO、企業などあらゆる地域社会の構成員による地域をあげての人権を尊重する取組です。

児童虐待、いじめ、DV等の潜在化しやすい人権侵害の早期発見や保護を図るため、地域住民の連携による取組を促進します。

人権問題に対する教育・啓発、相談・支援などの取組を推進するため、県民やNPO、企業等とのパートナーシップを促進するとともに、各種情報の提供や活動の場の提供など、県民やNPO、企業等が活動しやすい環境づくりを一層推進します。

性別、年齢、国籍、障害の有無などの様々な違いを超えて、誰にもやさしく、生活しやすいまちづくりを進めるなど、誰もが安心して暮らせる社会環境をつくります。

① 人権尊重社会をめざす県民運動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会*」を中心に、企業、団体、マスコミなど県内各種団体と連携・協力し、「人権尊重社会をめざす県民運動」の充実を図ります。

② NPO、ボランティア等との連携強化

人権教育・人権啓発、相談・支援などの人権関係の取組を促進するため、NPO、企業など

との連携を推進します。

情報提供や活動の場の提供などによりNPOやボランティアなどの地域活動を促進します。

③ 多様な主体による地域社会づくりの促進

地域住民自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、県民、NPO、企業などあらゆる主体が連携して共助の取組を進めます。

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害のある人をはじめすべての人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。

第4章 分野別施策の推進

1 女性

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力（DV）をはじめ、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、売買春などの暴力の根絶を図ることは、克服すべき重要な課題となっています。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きく、貧困や様々な困難にもつながる深刻な問題であります。

また、災害や感染症拡大時を契機とした生活不安やストレスによりDV*や性犯罪・性暴力などの深刻化が懸念されます。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識や経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などがあり、男女間の格差是正や意識改革を行う必要があります。

このような社会的構造や偏見などを背景として、雇用の分野において性別等*を理由とする差別的取扱い等の課題も多く残されています。また、メディアにおいて固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、女性に対する暴力を助長するような表現については十分留意することが求められています。

さらに、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重が強く求められています。

性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を図っていく必要があります。

【施策の展開方向】

性別にかかわらず人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開します。女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として捉えて対応していきます。あらゆる暴力の発生を防ぎ又は被害者への支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

固定的性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て

支援などを推進します。

メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけていきます。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重について、広く啓発します。

① 啓発活動の推進

男女共同参画社会の早期実現のための啓発活動を、県民、NPO、企業、マスメディア、教育関係機関等との連携を図りながら、全県的な広がりを持った取組として積極的に展開します。

重要な課題であるDVやセクシュアル・ハラスメント*等の女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた啓発活動を、関係機関、団体等との連携を図りながら組織的に展開します。

② あらゆる暴力から女性を守るための相談・支援体制の充実

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、市町村、医療機関、NPO、弁護士等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取組を強化するとともに、一時保護施設の支援体制の充実を図ります。女性の保護、自立支援を行っている民間シェルターの運営に対しては、経済的な支援を含め様々な支援を推進します。

セクシュアル・ハラスメントの防止は、例えば教育の場や医療・社会福祉施設など、地域社会においても、その防止のための取組が進められるよう支援します。

③ 多様な生き方を選択できる条件整備

多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる多様な働き方を広げていきます。

また、男女雇用機会均等法の普及に努め、雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別をなくしていくための啓発を行います。

さらに、子育て・介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

2 子供

【現状と課題】

「児童の権利に関する条約*」は、子供を権利の主体として位置付け、子供の尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

2018（平成30）年には、虐待の防止等に関し、基本理念を定め、県の責務や関係団体の役割等を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めた「埼玉県虐待禁止条例*」が施行されました。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展、子供の貧困など子供たちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子供をめぐる問題も複雑、多様化しています。こうした中で、児童虐待*、いじめ、有害情報の氾濫や性の商品化など、子供の権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

子供を基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、子供の人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子供の人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

① 子供の人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子供の権利擁護を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、子供の権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期*から子供の発達段階に応じ、自分や他者の人権を大切にする心を育てます。特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、認定こども園*、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止の取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、体罰禁止など虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、児童相談所を始めとする相談、支援体制の充実を図るとともに子供や家庭との関わりの

深い市町村、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、警察、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子供の人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫などを背景とした、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題に対して、主体的に正しい情報を入手し、自ら思考・判断し、適切な行動がとれるようにしていきます。

⑤ 児童買春、児童ポルノの防止に向けた取組の推進

児童買春、児童ポルノといった子供の性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

⑥ 子育て支援の充実

子育てを社会全体で支援する取組の充実を図ります。

⑦ 子供の保護と自立支援の充実

虐待などの権利侵害を受けている子供や家庭での養育が困難な子供に対する相談機能や保護施設の充実を図ります。

社会的擁護の分野での子供の意見表明権を保障するため、児童養護施設などへの入所や一時保護所への保護に当たっては「子どもの権利ノート*」の配布など子供の人権への配慮、処遇の充実を図ります。

⑧ 子どもの権利救済機関*の運用

児童虐待やいじめなど深刻化する子供に対する権利侵害事案に対応するため、「子どもの権利救済機関」を適切に運用します。

⑨ 子供の貧困対策

子ども食堂やプレイパーク、学習支援教室など子供の居場所づくりを推進します。

3 高齢者

【現状と課題】

我が国の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65才以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

高齢者が地域の住民と交流し、役割を持って、様々な分野において活躍できる環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動への参加、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう支援します。

特に、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利の擁護についての施策を推進します。

① 啓発活動・福祉教育の推進

子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く県民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

特に、認知症についての正しい理解の普及を図ります。

② 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センター*などを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

③ 単身高齢者等への支援の推進

単身高齢者や高齢者夫婦世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事故等の防止を推進します。

④ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に、必要に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせる小規模多機能型居宅介護サービス*や認知症高齢者グループホーム*の整備を支援します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑥ 高齢者の主体的な活動を支援するための方策の推進

多様な学習機会の提供、NPO・ボランティア活動等に関する情報提供を行うことにより、高齢者の社会参加を支援します。

さらに、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働くことができるよう就業機会の確保など雇用対策を推進します。

市町村やNPO等が行う高齢者の自立支援などの取組を支援します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供など障害を理由とする差別を解消するとともに、障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指します。

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。権利を行使するための支援、権利擁護の一層の強化を図ります。

① 啓発活動の推進

「障害者基本法*」や「障害者差別解消法*」、「埼玉県共生社会づくり条例*」などの理念に基づき、障害者が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

② 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障害理解教育や交流及び共同学習を充実します。

③ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行え

るよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

④ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者が権利として、適切なサービスを受けられるように支援します。

利用者が施設の利用に際して、適切な情報が得られるシステム、利用者がサービスに対して、苦情を申し出て解決を図る制度やサービス提供に関する評価制度等を構築します。

⑤ 地域での生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活を送れるよう、障害福祉サービスの利用相談等を受け付ける相談体制やホームヘルパー等在宅サービスの整備充実を図ります。

⑥ 総合的な雇用対策の促進

障害の種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、福祉のまちづくりに関する普及啓発の実施や建築物、公共交通機関等のバリアフリー化などにより、誰もが住みよいまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーター設置やノンステップバスの導入等を促進します。

⑧ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、パソコン操作の技術講習会や利用相談の実施、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣など、障害の種別や程度に対応したきめ細かな情報のバリアフリー化を推進します。

⑨ NPO、ボランティア等との連携

NPO、ボランティア等が行う障害者支援などの取組を支援します。

⑩ 医療的ケア児及びその家族に対する支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児とその家族に対する適切な支援を推進します。

5 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、国や県、市町村では、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別*の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別*については、教育・啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、不合理な偏見による差別意識から、結婚や交際、就職、転居などで時として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。2020（令和2）年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどう思いますか」という問いに対して、「子供の意思を尊重する」が60.3%と最も高くなっています。一方、「ややこだわりがある」又は「反対だが、子供の意思を尊重する」などの忌避意識を感じさせる回答が25.1%となっています。

近年ではインターネット上に、悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

2016（平成28）年には、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別解消推進法*」が施行されました。

また、「えせ同和行為*」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すもので、断固排除しなくてはなりません。

これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、教育・啓発を中心に積極的に取り組んでいくことが必要です。

【施策の展開方向】

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、「部落差別解消推進法」の趣旨や目的を踏まえ、県民一人ひとりの同和問題についての正しい理解と認識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

① 同和問題に関する人権教育の推進

同和問題に関する正しい知識を身に付け、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和問題を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心とした総合的な人権啓発活動の中で、心理的差別を解消するために効果的な啓発活動を市町村や関係機関等と連携して推進します。

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる県民や企業などへの啓発とともに、公正採用選考人権啓発推進員制度を活用した企業向け研修会や、人権擁護委員*・民生委員など地域における人権啓発指導者を支援するための研修会を開催します。

また、企業や市町村等の研修会への講師派遣、業界団体と連携し「宅地建物取引人権ガイドライン*」の周知に努めます。

③ インターネット上の人権侵害情報の拡散防止

インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応については、法務局と連携して適切に対処します。また、インターネットの特質上、県域を越えた全国的な問題であることから、差別行為及び差別助長行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう国に要望していきます。

④ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会*」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

⑤ 相談体制の充実

県民が人権に関する相談がスムーズにできるよう、人権相談窓口や相談内容に応じた専門相談窓口の周知を、市町村や関係機関と連携して取り組む。

6 外国人

日本においては、少子高齢化が進む一方で、外国人材の活用やグローバル化によって外国人住民が増加しているという状況にあります。

本県における在留外国人数は、2021（令和3）年6月末現在で198,548人と、県人口の2.7%を占めています。

国では2017（平成29）年度に「技能実習制度*」の改正を、2019（平成31）年度に新たな在留資格「特定技能」の創設等を行っており、本県においても外国人住民は多様化・多国籍化しています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人住民と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016（平成28）年に、「ヘイトスピーチ解消法*」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民を日本人住民とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人住民も外国人住民も共に安心して暮らせる環境整備が必要です。

【施策の展開方向】

本県では、外国人住民をこれまでのような支援を受ける立場として考えるのではなく、地域を支えていく存在として、その自立や社会参画を支援することが重要であると考えます。そこで、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、等しく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっています。県や市町村、県国際交流協会*、NGO・NPO、企業、大学、学校（小・中・高校）、地域日本語教室、自治会などが地域全体の課題として、適切な役割分担の下に連携して取り組むよう推進します。

① 誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人住民が安心・安全に生活できるよう教育、就労、防災、医療、福祉、住宅など様々な分野における取組を総合的に推進します。

生活に浸透しつつあるデジタル技術を、わかりやすい情報の伝達や相談対応における円滑なコミュニケーション、日本語教育の分野等で効果的に活用します。

外国人相談体制を（公財）埼玉県国際交流協会*や市町村と連携して充実します。

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習することができるよう啓発するとともに、自立した生活ができるように、学習機会の提供を促進します。

② 外国人住民の地域社会への参画支援

外国人住民の意見を施策へ反映する仕組づくりを進めるとともに、外国人住民を地域の担い手として育成し、活躍につなげます。

外国人住民が地域に溶け込み、積極的に地域社会に参画できるよう、地域が一体となった取組を進めます。

同じ地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、顔の見える関係を築き、理解を深める場を作ります。

地域の活力の維持・活性化に向けて、外国人住民ならではの知見やノウハウの活用を図ります。

③ 県民の多文化理解の促進

日本人住民を対象に、市町村、地域の団体などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、日本人児童生徒に対しては、外国人の人権に関する教育を推進します。

言語や文化、宗教や生活習慣などの違いから、外国人住民に対する差別や偏見が生じることがあります。また、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するような言動が問題になっています。こうした不当な差別的言動を防止し、誤解や偏見の解消に向けて、啓発コンテンツの作成や講座、イベントを通じて外国人の人権の啓発を推進します。

7 HIV感染者等

【現状と課題】

エイズ*患者・HIV感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

エイズ・HIVについての正しい知識・理解の普及に努め、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・HIVに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病*は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の普及啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病は発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実が求められています。

また、プライバシーへの十分な配慮等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を図ることも課題となっています。

【施策の展開方向】

正しい知識の教育・啓発活動は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

医師会や各種相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

患者や感染者が、安心して総合的な医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備などの社会資源の充実を図ります。

① 正しい知識の普及・啓発

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開して、感染者の就業支援等に努めます。

学校教育において、より人権尊重に配慮した教育活動を展開します。

② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化しネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

③ プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

患者等個人のプライバシーに十分に配慮する等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を促進します。

8 犯罪被害者やその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面します。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材・報道により、名誉又は生活の平穩を害されるといった「二次的被害*」を受ける場合があります。

現在では、「埼玉県犯罪被害者等支援条例*」が施行され、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障」、「被害の状況等に応じた適切な支援」及び「切れ目のない支援の推進」の3本の柱が基本理念として掲げられています。

犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備を進めているところですが、いまだ十分とはいえない状況です。犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるようにするためには、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携を図りながら協力して、犯罪被害者等支援を進めていくことが重要です。

【施策の展開方向】

「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針*」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

① 支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等が「必要な時」に「必要な場所」で「必要な支援」が受けられるよう、県における支援体制の更なる充実強化、民間支援団体をはじめとする支援関係機関・団体との連携強化及び犯罪被害者等に身近な窓口である市町村の総合的対応窓口の充実強化に向けた支援等を行います。

相談窓口を明確にし、早期に情報提供及び助言を行い、必要により適切な支援関係機関に速やかにつなげるための相談・情報提供体制の充実を図ります。

犯罪被害者等の置かれている現状の理解や心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識と技能向上のための研修体制の充実や人材の育成を行います。

民間支援団体が将来にわたって安定した支援活動を推進していくため、支援に関する情報の提供、助言や財政基盤確保のための支援に取り組みます。

② 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係団体と連携して取り組むと共に、必要な情報の提供を行います。

経済的、精神的なショックなどにより新たな住居の確保が困難な犯罪被害者等に対し、中長期的あるいは一時的な住居の確保に取り組みます。

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解促進を図るための取組を行います。

犯罪被害者に対し、経済的な助成に関する情報の提供や助言などにより、経済的負担の軽減を図ります。

③ 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等

犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスを医療機関等から受けられるよう、必要な情報提供等を行います。

加害者から再び危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防止し、犯罪被害者等の安全の確保を図ります。

④ 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

広報活動及び啓発活動を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉や平穩への配慮の重要性について、県民及び事業者の理解の深化を図ります。

9 アイヌの人々

【現状と課題】

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。

また、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律*」が施行されました。アイヌ文化の振興等にとどまらず、多義にわたる施策を総合的に推進し、アイヌに関する理解を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題の解決を図るための啓発等の推進に当たっては、国や市町村、NPO等との連携を図ります。

① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO等との連携を図りながら推進します。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子供から大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害や、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア*上に掲載されるなど、社会的な問題となっています。

また、子供や青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加しています。さらに、同和問題や外国人、LGBTQ*などに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

このため、国では、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2008（平成20）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律*（青少年インターネット環境整備法）」、2014（平成26）年に「私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律*（リベンジポルノ防止法）」が制定されました。

他人の権利を侵害する情報については、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対して削除や書き込みをした発信者情報の開示を求めることができるなど、被害者救済制度の拡充が図られていますが、十分ではありません。また、インターネットでは、いったんソーシャルメディアや掲示板などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に消すことは容易ではありません。

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

【施策の展開方向】

県民に対してインターネットの利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネット利用、特にスマートフォン、ゲーム機器を通して利用する際の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、情報モラル教育の重要性や有害情報から子供たちを守るフィルタリングについて、また、子供がインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子供を被害者にも加害者にもしないための取組を進めます。

② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、SNSや掲示板などのソーシャルメディアを利用した「ネットいじめ*問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

③ 関係機関との連携強化

法務省（さいたま地方法務局）、市町村等の関係機関との連携を強化します。

11 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成16）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

拉致問題の早期解決に向けて、国に対して働きかけていきます。

また、拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

① 国に対する働きかけ

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて、国に対して働きかけていきます。

② 啓発活動の推進

拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、関係団体等との連携を図りながら推進します。

12 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「要配慮者*」や女性などへの避難生活における配慮が課題になりました。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しています。中でも、令和元年東日本台風（台風第19号）は、本県にも甚大な被害をもたらしました。

災害時においても、すべての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深める必要があります。

【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、人権啓発冊子への掲載や人権啓発講師の派遣などの啓発活動を、国や市町村、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

② 災害時の対応

要配慮者が安全に避難できるよう必要な支援を行うほか、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所に相談窓口を設置するなど、人権に配慮した体制の構築を推進します。

13 性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向*とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認*（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQ*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気、苦しみを感している人々がいます。

本県が2020（令和2）年度に実施したLGBTQに関する実態調査※によると、これらの人々は回答者の3.3%を占め、「自分は価値のない人間だと感じた」「家に引きこもった、またはそれに近い状態になった経験がある」「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」と回答した割合が高く、孤立感や自己否定感を感していることがわかりました。

2015（平成27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

2020（令和2）年6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた、パワーハラスメント*防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウトティング*がパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解促進に取り組むことが必要です。

また、地域や学校、職場等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりも必要です。

【施策の展開方向】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

① 性の多様性を尊重した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修を充実します。

② 啓発活動の推進

研修会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により、広く県民や企業への啓発を行います。

③ 相談体制の充実

県の相談機関において、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談体制の充実を図ります。

学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添った相談支援の充実を図ります。

④ 児童生徒の心情等に配慮した対応

LGBTQの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。

⑤ 当事者に寄り添った環境づくり

様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できるよう市町村及び企業、関係団体と連携し、制度整備を含む環境づくりを進めます。

※ 埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（令和2年9月実施）

14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(2) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(3) ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や、心身の不調、あるいは能力発揮の阻害、ひいては職場環境の悪化など、大きな問題を引き起こします。

(4) ケアラー*・ヤングケアラー

後期高齢者人口の増加などにより、介護を担うケアラーが増加し、誰もがその立場になる時代が到来したといえます。ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子供など、状況は様々です。自身の親や配偶者等の介護、子供やきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

(5) 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっています。

(6) ひきこもり*に関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなります。

(7) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。

第5章 推進体制

1 県の推進体制

人権施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制である「埼玉県人権政策推進会議*」において、各部局相互の連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

各部局においては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれの人権課題への意見や要望を把握するとともに、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持ちながら諸施策を積極的に推進します。

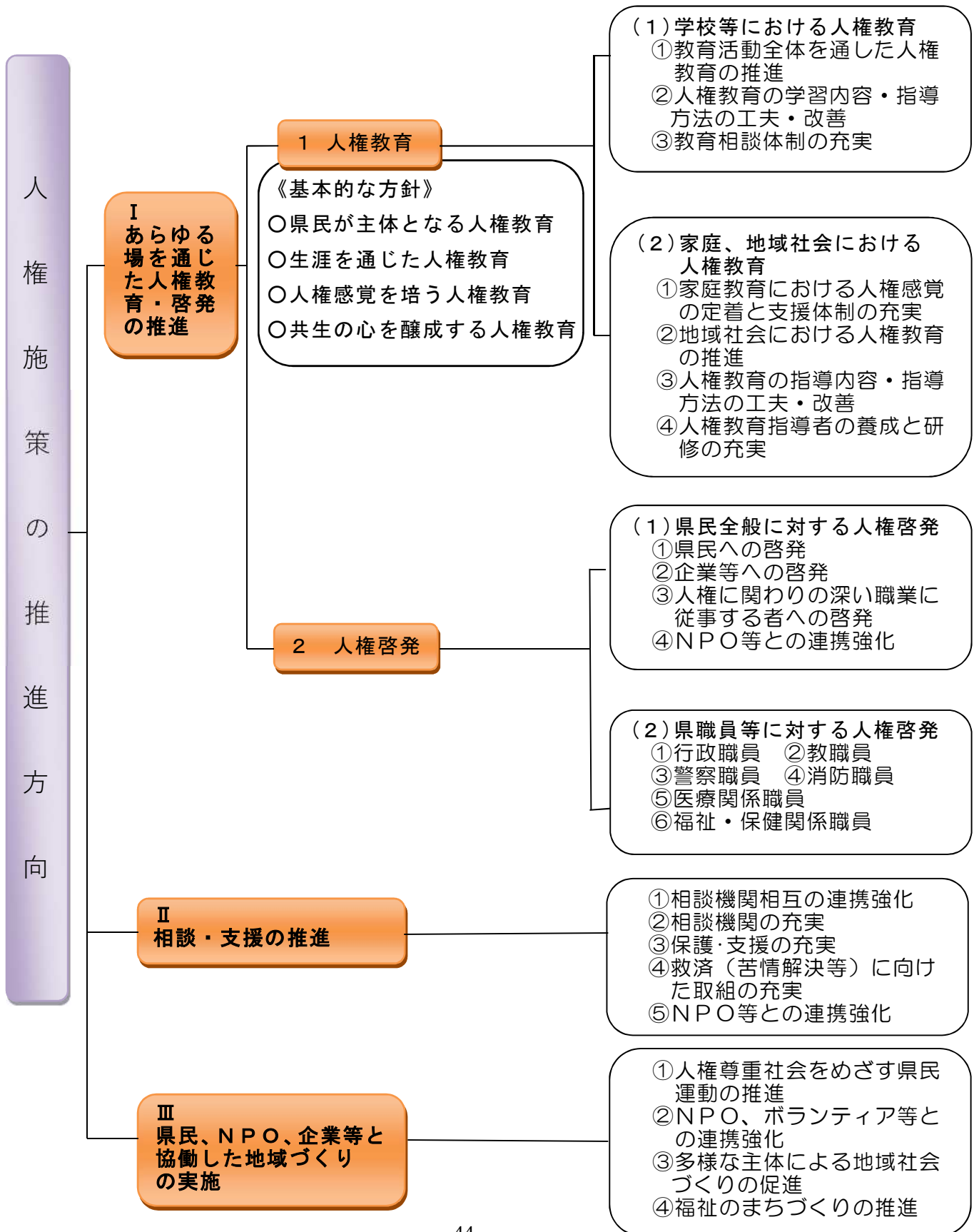
また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。

2 国、市町村、民間団体等との連携

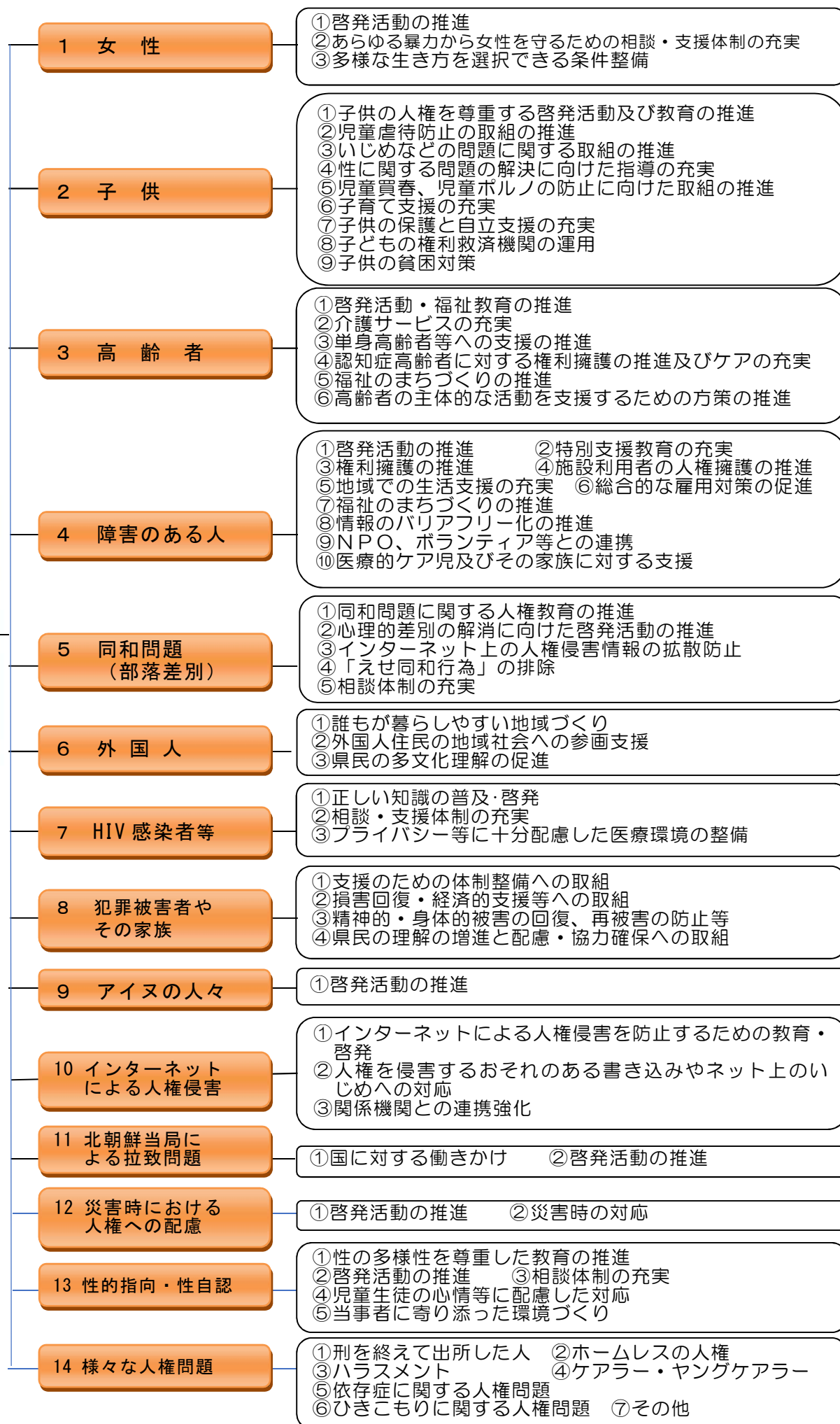
人権施策の推進に当たっては、国、市町村の行政機関をはじめ、民間団体等がそれぞれの立場で人権施策に取り組んでいます。県はこれらの機関等と相互に連携・協力し、幅広い活動を行っていくことが必要です。

このため、民間団体と行政機関等で設置している「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会*」や法務省（さいたま地方法務局）や埼玉県人権擁護委員*連合会等で設置している「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会*」を中心に、民間団体等と連携・協力し人権啓発活動を推進します。

さらに、県民にとってより身近な地方公共団体である市町村の取組と協働し、県下全体で人権尊重社会づくりを進めます。



分野別人権施策の推進



用語解説（50音順）

用語	解説
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、2018（平成30）年に成立。
アウトティング	性のあり方（性的指向・性自認）を本人の同意なく第三者に暴露すること。善意か否かは問わず、プライバシーの侵害にあたる。
医療的ケア（児）	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）
エイズ（AIDS）	後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによつて抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる23の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でHIV感染とは異なる。
HIV感染者	ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。
えせ同和行為	同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求。
LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
技能実習制度	我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度。

用語	解説
ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。
県国際交流協会	財団法人埼玉県国際交流協会は、「県民が主体となり活動する国際交流及び国際協力の拠点」としての役割を担って、1987（昭和62）年に設立された団体。
公正採用選考人権啓発推進員	すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業が同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解し本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を行う必要がある。本制度は、一定規模の事業所（常時使用する従業員の数が80人以上など）において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対して研修等を行うことにより公正な採用選考システムの確立等を図ることを目的としている。
子ども食堂	地域の人々が主体となり運営し、子供が一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。食事を提供するだけでなく、学習支援や体験の機会を提供しているところも増えている。 経済的に苦しい家庭の子供はもちろん、夜一人で食事をしている子供や、忙しくて食事を作るのでできない家庭、一人暮らしの高齢者等地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、顔の見える関係を作っている。 子供の居場所の一つ。
子どもの権利ノート	児童養護施設等で暮らしている子供に、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保証されていること」を伝えるためのノート。なお、困った時は、添付の封筒を使って県子ども安全課に相談することができる。
子どもの権利救済機関	2002（平成14）年「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」により、設置された機関。権利侵害で悩んでいる子供やその親から相談を受けて、公平・中立かつ専門的な立場から関係機関への調査や働きかけを行い、当事者間の相互理解に基づく合意形成による問題解決を図っている。
埼玉県えせ同和行為対策関係連絡会議	えせ同和行為問題について、法務省、埼玉県、さいたま市、警察本部、埼玉弁護士会などの関係機関が相互に連携を図り、情報や対策等について協議する連絡会議。
埼玉県虐待禁止条例	児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2017（平成29）年7月11日に公布した条例。2018（平成30）年4月1日から施行。

用語	解説
埼玉県共生社会づくり条例	障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、地域活動団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与するための条例。2016（平成28）年施行。
埼玉県人権政策推進会議	県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事を議長、部局長を構成員として、2001（平成13）年4月1日に設置したもの。
埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会	さいたま地方法務局、県、さいたま市、埼玉県人権擁護委員連合会、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会で構成された、人権啓発活動を行う組織。また、さいたま地方法務局及び法務局の支局の管轄地域ごとに、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が設置されている。
埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査	LGBTQ（性的マイノリティ）について、県民の性的指向、性自認、心身の健康状態、経済状態、いじめ等の体験、行政へのニーズなどを伺い、施策立案を行うための基礎資料とすることを目的として2020（令和2）年9月から10月にかけて実施。
埼玉県犯罪被害者等支援条例	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的として、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定めた条例。2018（平成30年）施行。
埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針	犯罪被害者等基本法第5条及び埼玉県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、埼玉県における犯罪被害者等支援を総合的に推進するための指針。2019（平成31）年策定。
児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う身体的虐待、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待のこと。
児童の権利に関する条約	1989（平成元）年11月に国連総会で採択された。子供の人権や自由を尊重し、子供に対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、1994（平成6）年4月批准。（この条約は、18歳未満のすべての子供に適用される。）

用語	解説
小規模多機能型居宅介護サービス	利用者（原則65歳以上）が、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊して、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。 登録された利用者（定員29人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供する。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ。
情報モラル教育	パソコンやインターネットなどを正しく活用するための基となる態度や考え方を育てる教育のこと。
実態的差別	同和地区の人々の生活の上に現れている差別のことで、劣悪な生活環境、低位な教育・文化水準、不安定な職業、高い生活保護率などの形で現れる差別のこと。
私事性的画像記録の提供などによる被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）	性的な画像等をその撮影対象者の同意なくインターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生している実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律で、2014（平成26）年に制定。
障害者基本法	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律。1970（昭和45）年成立。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定めた法律。2016（平成28）年施行。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）	人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000（平成12）年に制定された法律。
人権教育	「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のこと。

用語	解説
人権啓発	「県民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で、人権教育を除いたもの」のこと。
人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会	すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を図るための県民運動である「人権尊重社会をめざす県民運動」を推進するための組織。民間団体、マスコミ、経済団体、行政機関等で構成され、人権啓発活動を行うために県が設立した組織。
人権に関する県民意識調査	人権問題に関する県民の意識についての現状を把握し、人権が尊重される社会の実現をめざした施策を推進するための基礎資料とするために2020（令和2）年10月に実施（前回は2010（平成22）年）。
人権擁護委員	人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする。市町村の推薦により法務大臣が委嘱。人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法第16条第2項により各都道府県に設置される組織。
心理的差別	人々の観念や意識の中に潜在する差別であり、封建的身分の賤称（身分の差別呼称）を使って侮蔑したり、偏見により交際や就職、結婚などを拒むといった行動に現れる差別のこと。
スクールカウンセラー	学校における児童生徒の心理に関する支援に従事するもの。
スクールソーシャルワーカー	学校における児童生徒の福祉に関する支援に従事するもの。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	子供たちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、インターネット関係事業者には義務などを課すとともに、保護者やインターネットの利用者みんなで、子供たちを有害情報から守る取組を求める法律で、2008（平成20）年に制定。

用語	解説
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。
性自認	自己の性をどのように認識しているのかを示す概念。ジェンダー・アイデンティティ（性同一性）ともいう。多くの方は、性自認と生物学的な性別や法的な性別が一致している。しかし、生物学的な性別や法的な性別に違和感をもつ人は、そのために心理的・社会的困難に直面しやすく、身体の手術を通じて性別の適合を望んだり法的な性別を変更することもある。
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、傷害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子供の数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。
性別等	性別及び男女の別だけではない多様な性のあり方（性的指向や性自認を含む）をいう。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体に対する不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきている。
ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア

用語	解説
宅地建物取引人権ガイドライン	宅地建物取引業が担っている人々の住生活の向上に寄与するという重要な社会的使命を果たすためには、人権問題に対する正しい理解が欠かせないとの認識に立ち、県、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部が連携協力して策定したガイドラインのこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。
DV	Domestic Violenceの略で、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）ものから振るわれる暴力をさす。
同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定した。
二次的被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の高齢者が、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けながら、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。介護保険制度の地域密着型サービスの一つ（認知症対応型共同生活介護）。
認定こども園	①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
ネットいじめ	携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだりする方法により、いじめを行うもの。

用語	解説
パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの。
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す。
部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016（平成28）年に制定された法律。
プレイパーク	地域住民や行政などが協働しながら、禁止事項を減らし、子供たち自身が想像力で工夫して、遊びを作り出す、子供たちがのびのび遊べる場所。 遊び場の環境づくりや場のコーディネートをするプレイリーダーが、遊びの種類に応じ注意を払ったり、子供の関心を引き出したり、声掛けをすることにより、お互いに信頼関係を結ぶことができ、よき相談相手にもなっていく。 子供の居場所の一つ。
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的に2016（平成28）年に制定された法律。
幼児期	満1歳から小学校就学の始期までの時期のこと。
要配慮者	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時の避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮が必要な人々。

資 料

1 改定の経緯及び関連要綱

- (1) 「埼玉県人権施策推進指針」第2次改定の経緯 5 5
- (2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿 5 6
- (3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱 5 8
- (4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領 6 1

2 人権に関する県民意識調査

- 令和2年度人権に関する県民意識調査について 6 5

3 関係法令等

- (1) 日本国憲法（抄） 7 0
- (2) 世界人権宣言 7 2
- (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 7 6
- (4) 人権関連年表 7 8

1 改定の経緯及び関連要綱

(1) 「埼玉県人施策推進指針」第2次改定の経緯

時 期	項 目
令和3年 5月	第1回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
7月	第2回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
10月	「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定案）」に対する 県民コメントの実施
11月	第3回埼玉県人権施策推進懇話会の開催
3月	「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」策定

※人権施策推進懇話会の開催に当たって、埼玉県人権政策推進会議設置要綱第6条に基づき設置する企画調整委員会及び関係各課において検討を行った。

(2) 埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱及び委員名簿

埼玉県人権施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組むべき人権問題の課題、人権施策の方向性等を明らかにした「埼玉県人権施策推進指針」を改定するに当たり、広く学識経験者の意見を求めるため、人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を知事に提言する。

(1) 埼玉県の人権施策の基本的な考え方及び取り組むべき推進方策等の人権施策推進のあり方に関すること。

(2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員12名以内で組織する。

2 委員の任期は委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会の会議を主宰する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じ、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって構成する小委員会を設置することができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、懇話会及び小委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 この懇話会は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところにより、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

埼玉県人権施策推進懇話会委員名簿

氏名	所属・役職等
石井 ナナエ	特定非営利活動法人 ふじみ野国際交流センター理事長
今井 眞弓	弁護士
尾崎 啓子	日本女子大学家政学部通信教育課程 児童学科 特任教授
○ 栗山 昇	埼玉県人権擁護委員連合会会長 司法書士
佐藤 佳弘	武蔵野大学名誉教授
白神 晃子	立正大学社会福祉学部社会福祉学科講師
中野 洋恵	独立行政法人国立女性教育会館客員研究員
◎ 福田 弘	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事 筑波大学名誉教授
松下 年子	横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻 医学部看護学科教授
渡辺 大輔	埼玉大学 基盤教育研究センター 准教授

◎：座長、○：副座長

(50音順、敬称略)

(3) 埼玉県人権政策推進会議設置要綱

(平成13年3月26日知事決裁)

(設置)

第1条 県民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 人権政策の総合的な企画・調整に関すること。
(2) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
(3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
2 議長は、知事とする。
3 副議長は、県民生活部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
4 委員は、別表第1の職に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。
2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 議長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は、県民生活部長の職にある者をもって充てる。
4 副幹事長は、人権推進課を所管する県民生活部副部長の職にある者をもって充てる。
5 幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
7 幹事長は、必要に応じて、検討事項ごとに一部の構成委員により幹事会を開催することができる。
8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会の設置)

第6条 幹事長は、推進会議の審議事項のうち、専門的事項の調査及び調整等を行うため、専門委員会を設置することができる。
2 専門委員会の設置及び運営に関しては、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者、知事室長、 企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、 福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、 都市整備部長、会計管理者、教育長、警察本部長、議会事務局長、 監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	企画総務課長
総 務 部	人事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長
環 境 部	環境政策課長
福 祉 部	福祉政策課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
県 土 整 備 部	県土整備政策課長
都 市 整 備 部	都市整備政策課長
会 計 管 理 者	出納総務課長
企 業 局	総務課長
下 水 道 局	下水道管理課長
議 会 事 務 局	総務課長
監 査 事 務 局	監査第一課長
人 事 委 員 会 事 務 局	総務給与課長
労 働 委 員 会 事 務 局	審査調整課長
教 育 局	人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

(4) 埼玉県人権政策推進会議専門委員会設置要領

(設置)

第1条 埼玉県人権政策推進会議設置要綱(平成13年4月1日施行)第6条の規定に基づき、専門委員会として企画調整委員会、同和対策委員会及びLGBTQ専門委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 企画調整委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権施策推進指針に関すること。
- (2) 人権教育・啓発の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (3) 新たな人権課題への対応に関すること。
- (4) その他人権施策推進に関して埼玉県人権政策推進会議幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)が必要と認めた事項に関すること。

2 同和対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 同和対策事業に関すること。
- (2) 同和関係団体への対応に関すること。
- (3) その他同和問題に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

3 LGBTQ専門委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) LGBTQ施策の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (2) その他LGBTQ施策の推進に関して幹事長が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 各委員会の委員長は、埼玉県人権政策推進会議幹事会副幹事長の職にある者をもって充てる。
- 3 各委員会の副委員長は、県民生活部人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 各委員は、別表に掲げる課室長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じ、検討事項ごとに一部の構成委員による委員会を開催することができる。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の職員の出席を求め

ることができる。

(作業部会)

第5条 委員長は、専門的事項の調査及び調整等を行うため作業部会を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、各委員会における審議事項を適宜幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年7月16日から施行する。

2 埼玉県人権政策推進会議専門部会設置要領（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。

別表（第3条関係）

企画調整委員会

部 局 名	委 員
企 画 財 政 部	情報システム戦略課長
総 務 部	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長、国際課長、青少年課長、 男女共同参画課長、防犯・交通安全課長
危 機 管 理 防 災 部	災害対策課長
福 祉 部	福祉政策課長、社会福祉課長、地域包括ケア課長、 高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、 障害者支援課長、少子政策課長、こども安全課長
保 健 医 療 部	感染症対策課長、医療整備課長、健康長寿課長、 疾病対策課長
産 業 労 働 部	産業労働政策課長
農 林 部	農業政策課長
教 育 局	特別支援教育課長、生涯学習推進課長、 人権教育課長
警 察 本 部	総務課長

同和对策委員会

部 局 名	委 員	
企 画 財 政 部	企画総務課長	
総 務 部	人事課長	学事課長
県 民 生 活 部	人権推進課長	
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長	
環 境 部	環境政策課長	
福 祉 部	福祉政策課長	少子政策課長
保 健 医 療 部	保健医療政策課長	
産 業 労 働 部	産業労働政策課長	雇用労働課長
農 林 部	農業政策課長	
県 土 整 備 部	県土整備政策課長	
都 市 整 備 部	都市整備政策課長	
会 計 管 理 者	出納総務課長	
企 業 局	総務課長	
下 水 道 局	下水道管理課長	
教 育 局	人権教育課長	

L G B T Q 専 門 委 員 会

部 局 名	委 員	
企 画 財 政 部	企画総務課長	
総 務 部	人事課長	
県 民 生 活 部	人権推進課長	
危 機 管 理 防 災 部	危機管理課長	
環 境 部	環境政策課長	
福 祉 部	福祉政策課長	
保 健 医 療 部	保健医療政策課長	
産 業 労 働 部	産業労働政策課長	
農 林 部	農業政策課長	
県 土 整 備 部	県土整備政策課長	
都 市 整 備 部	都市整備政策課長	
会 計 管 理 者	出納総務課長	
企 業 局	総務課長	
下 水 道 局	下水道管理課長	
教 育 局	人権教育課長	
警 察 本 部	総務課長	

2 人権に関する県民意識調査

令和2年度人権に関する県民意識調査について

1 調査の概要

埼玉県では、令和2年10月15日（木）～令和2年11月4日（水）の間、県内にお住まいの満18歳以上の方5,000人を対象に「令和2年度人権に関する県民意識調査」を実施し、54.0%（2,699人）の方から回答がありました。

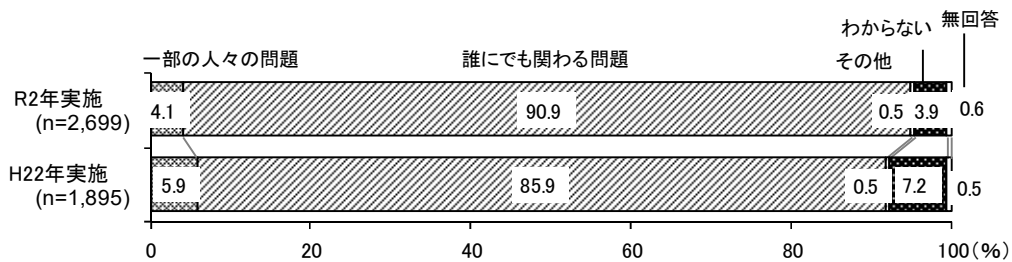
なお、前回調査は、平成22年11月～平成23年1月に実施しました。

2 主な調査結果

問1. あなたは、人権や人権問題についてどのような印象をお持ちですか。（○は1つ）

【県全域／前回との比較】

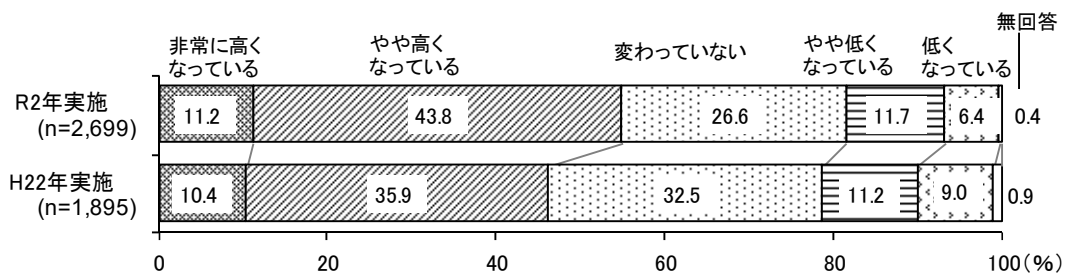
人権や人権問題についての印象は、「誰にでも関わる問題」が90.9%で最も高く、「一部の人の問題」は4.1%となっている。平成22年に実施した前回調査と比較して、「誰にでも関わる問題」（85.9%→90.9%）が5.0ポイント増加している。



問2. あなたは、国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。（○は1つ）

【県全域／前回との比較】

国民一人ひとりの人権尊重の意識は、10年前に比べて「やや高くなっている」が43.8%で最も高く、次いで、「変わっていない」が26.6%となっている。《高くなっている（合計）》（「非常に高くなっている」と「やや高くなっている」の合計）は55.0%となっている。前回調査と比較して、《高くなっている（合計）》（46.3%→55.0%）が8.7ポイント増加している。

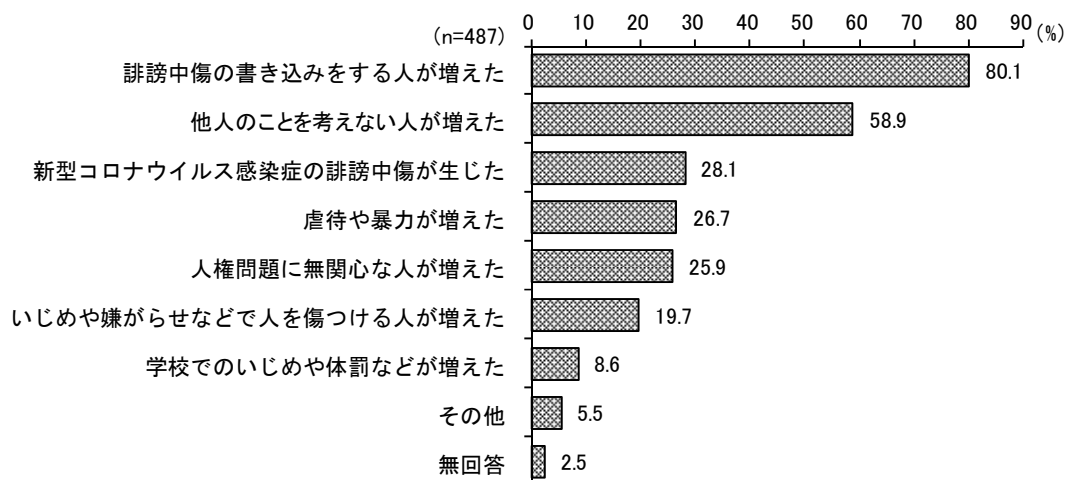


【問2で、「4 やや低くなっている」又は、「5 低くなっている」とお答えの方に引き続きおたずねします。】

問3. そう思われた理由はどのようなことですか。(〇は3つまで)

【県全域】

人権尊重の意識が低くなっていると答えた 487 人に理由を聞いたところ、「インターネットや SNS で誹謗中傷（ひどい悪口）の書き込みをする人が増えたと思うから」が 80.1%で最も高く、次いで、「自分勝手に他人のことを考えない人が増えたと思うから」が 58.9%、「新型コロナウイルス感染症に関わる様々な差別や誹謗中傷（ひどい悪口）が生じているから」が 28.1%と続いている。

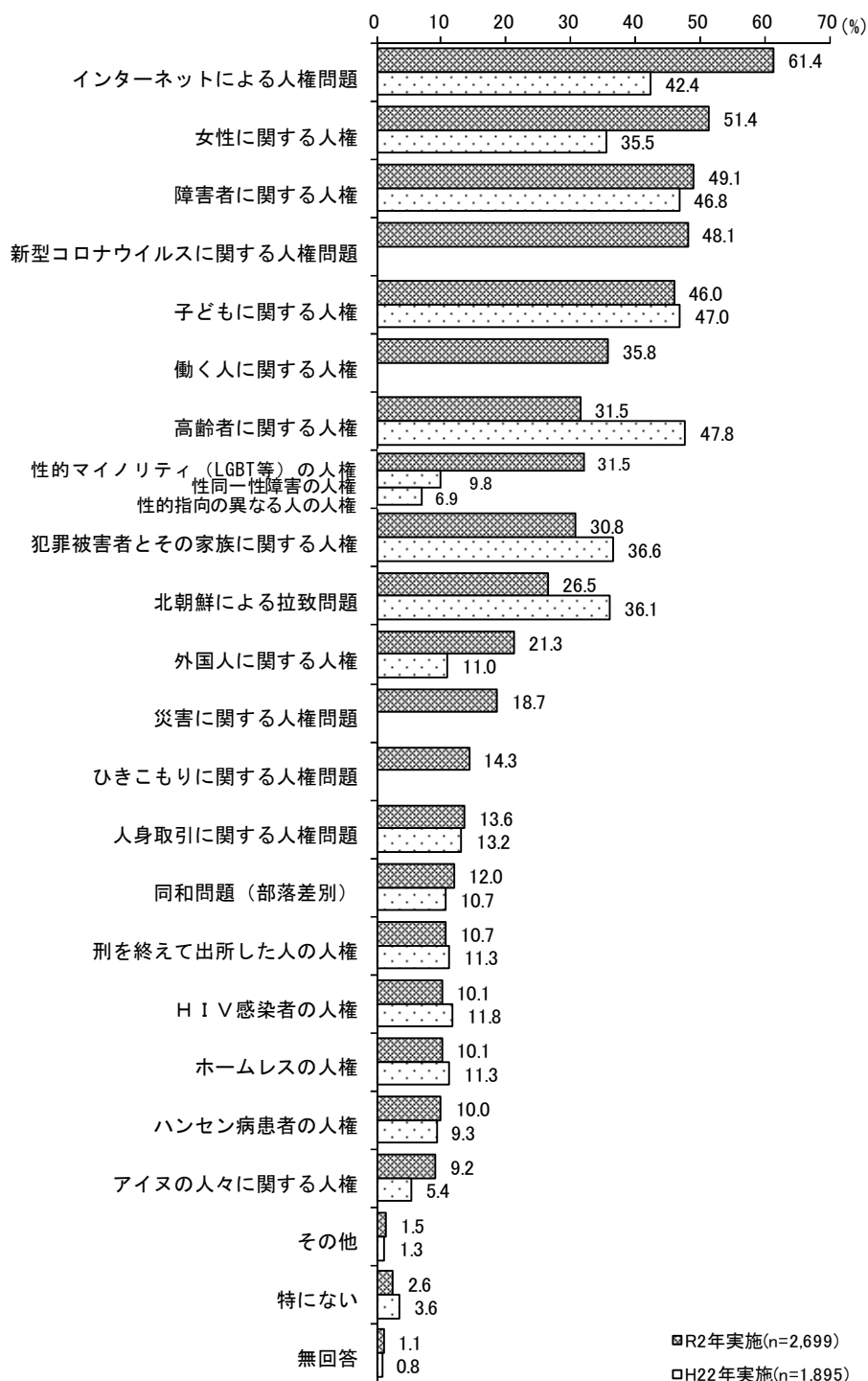


問4. 今の日本の社会に様々な人権問題がありますが、あなたが関心のあるものはどれですか。

(該当するものすべてに○)

【県全域／前回との比較】

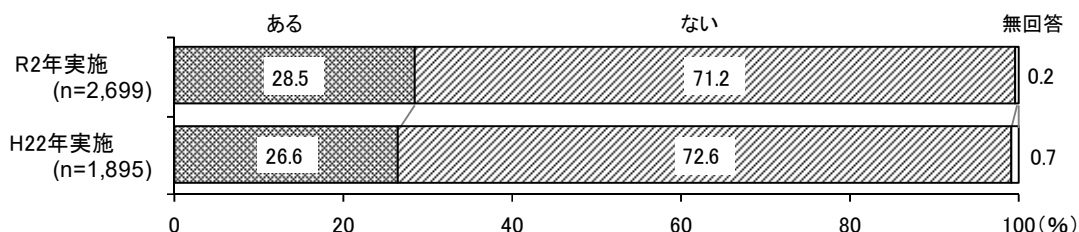
関心のある人権問題は、「インターネットによる人権問題」が 61.4%で最も高く、次いで、「女性に関する人権」が 51.4%、「障害者に関する人権」が 49.1%、「新型コロナウイルスに関する人権問題」が 48.1%と続いている。前回調査と比較して、「インターネットによる人権問題」(42.4%→61.4%)が 19.0 ポイント、「女性に関する人権」(35.5%→51.4%)が 15.9 ポイント増加、「高齢者に関する人権」(47.8%→31.5%)が 16.3 ポイント減少している。



問5. あなたは、日常生活の中で、あなた自身、またはあなたの周りの人（家族・友人など）の人権が侵害されたと感じたことはありますか。（○は1つ）

【県全域／前回との比較】

自分自身または周りの人の人権が侵害されたと感じた経験は、「ある」が 28.5%、「ない」が 71.2%となっている。前回調査と比較して大きな変化はみられない。

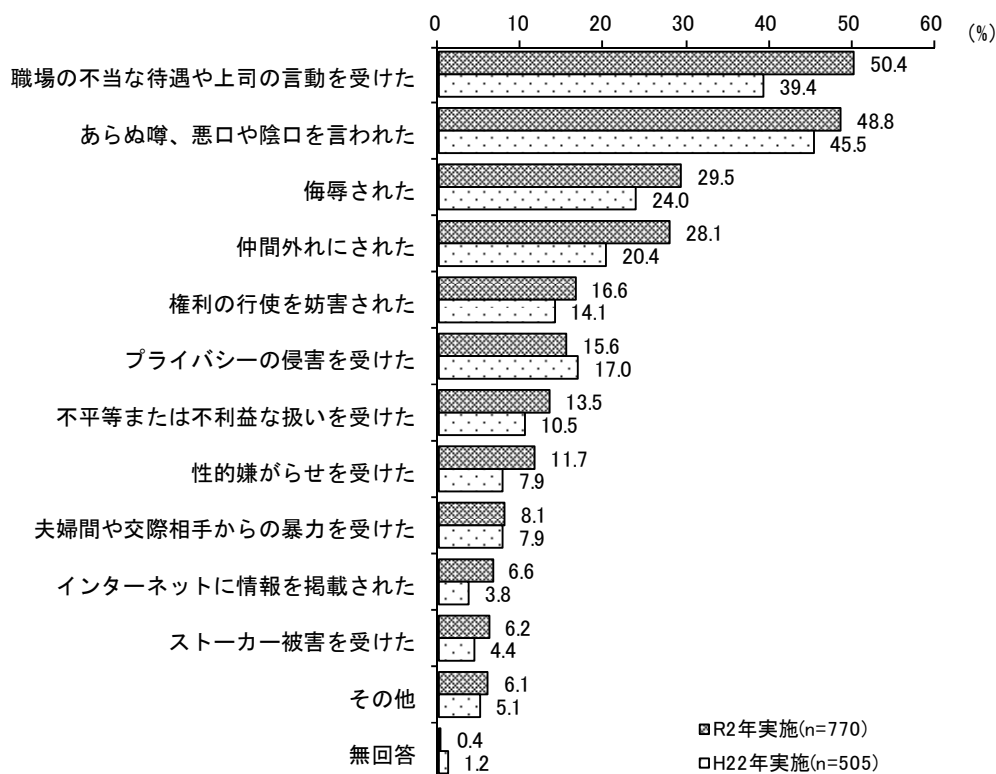


【問5で、「1 ある」とお答えの方に引き続きおたずねします。】

問6 それはどうのような内容ですか。（該当するものすべてに○）

【県全域／前回との比較】

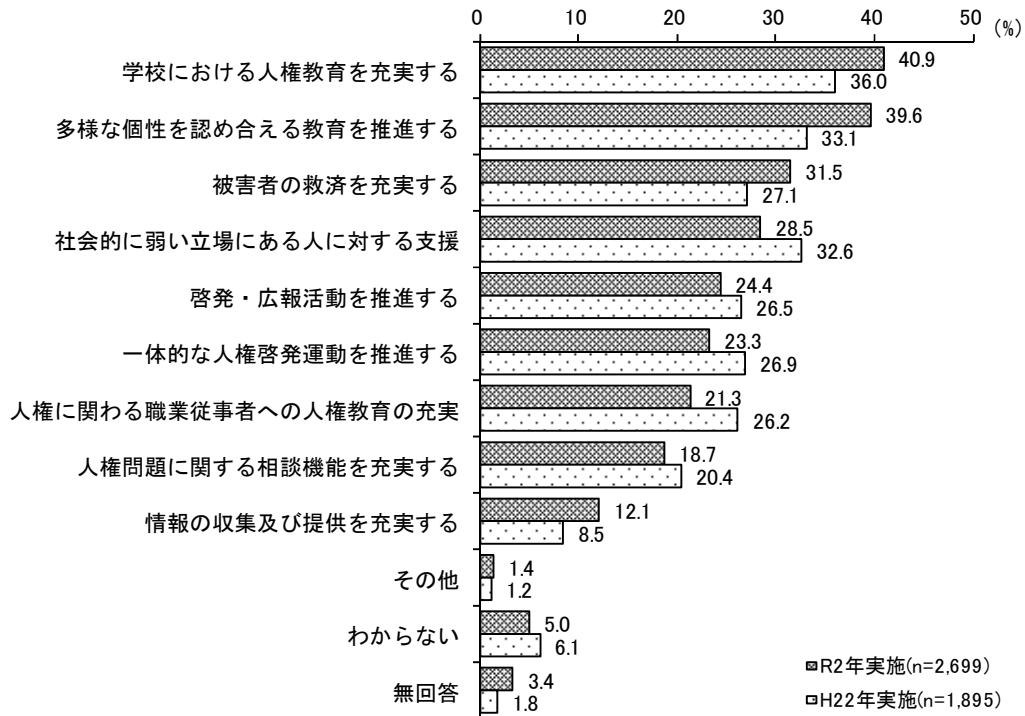
人権が侵害されたと感じた経験のある 770 人に内容を聞いたところ、「職場において、不当な待遇や上司の言動を受けた」が 50.4%と最も高く、次いで、「あらぬ噂をたてられたり、他人から悪口や陰口を言われたりした」が 48.8%、「名誉・信用を傷つけられたり、侮辱されたりした」が 29.5%と続いている。前回調査と比較すると、「職場の不当な待遇や上司の言動を受けた」(39.4%→50.4%) が 11.0 ポイント増加している。



問7. あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後、埼玉県は、特にどのようなことに取り組んでいくことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

【県全域／前回との比較】

埼玉県の取り組みとして必要なことは、「学校における人権教育を充実する」が40.9%と最も高く、次いで、「幼児の時から、多様な個性を認め合える教育を推進する」が39.6%、「人権が侵害された被害者の救済を充実する」が31.5%と続いている。前回調査と比較すると、「多様な個性を認め合える教育を推進する」(33.1%→39.6%)が6.5ポイント増加している。



3 関係法令等

(1) 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(2) 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形におい

でも禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭

をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(4) 人権関連年表

年	国連等	国	県
1947 (昭 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948 (昭 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949 (昭 24)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
1950 (昭 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	
1951 (昭 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭 27)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
1959 (昭 34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960 (昭 35)		「精神薄弱者福祉法」施行	
1960 (昭 38)		「老人福祉法」施行	
1965 (昭 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約」採択	同和対策審議会答申	
1966 (昭 41)	「国際人権規約」採択		
1968 (昭 43)	「国際人権年」 第1回世界人権会議		
1969 (昭 44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1971 (昭 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1974 (昭 49)			差別を許さない県民運動推進協議会設置 「差別を許さない県民運動」始まる
1975 (昭 50)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」		
1976 (昭 51)	「国連婦人年の10年」(1976~1985)		「同和行政推進についての基本方針」策定
1979 (昭 54)	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」	「国際人権規約」批准	
1980 (昭 55)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」制定	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
1981 (昭 56)	「国際障害者年」	「難民の地位に関する条約」加入	
1982 (昭 57)		「地域改善対策特別措置法」施行	
1983 (昭 58)	「国連障害者の10年」(1983~1992)		「埼玉県青少年健全育成条例」制定
1986 (昭 61)		「男女雇用機会均等法」施行	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
1987 (昭 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国 連 等	国	県
1989 (平 1)	「児童の権利に関する条約」採択	「高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)」策定 「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
1990 (平 2)			「埼玉県高齢化社会対策指針」策定
1992 (平 4)			「豊かで活力にあふれた長寿社会づくり基本方針」策定
1993 (平 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002) 「障害者の機会均等に関する標準規則」の採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	
1994 (平 6)	「世界の先住民の国際年の10年」(1994~2003)	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン」策定	「障害者対策に関する埼玉県長期計画」策定 「埼玉県高齢者保健福祉計画(彩の国ゴールドプラン)」策定 「埼玉県国際化基本指針」策定
1995 (平 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言」及び「行動綱領」採択 「人権教育のための国連10年」(1995~2004)	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定	「埼玉県福祉のまちづくり条例」制定 「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 「埼玉県子育て支援総合計画(彩の国エンゼルプラン)」策定
1996 (平 8)		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定 「らい予防法」廃止	「彩の国さいたま福祉憲章」策定
1997 (平 9)		「人権擁護施策推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	「埼玉県長期ビジョン」策定 「埼玉県福祉のまちづくりに関する基本方針」策定
1998 (平 10)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	「埼玉県新5か年計画」策定 「彩の国障害者プラン」策定
1999 (平 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 人権擁護推進審議会(人権教育・啓発の在り方)答申 「ゴールドプラン21」策定 「児童売春、児童ポルノ禁止法」施行	「埼玉県国際政策基本指針」策定 「埼玉県青少年健全育成条例」改正

年	国連等	国	県
2000 (平 12)	<p>「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>「介護保険法」施行</p> <p>「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行</p> <p>「外国人登録法」改正(指紋押なつ制度の廃止)</p> <p>「民事法律扶助法」施行</p> <p>「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</p> <p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」施行</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</p> <p>「社会福祉法」施行</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</p> <p>「男女共同参画基本計画」策定</p> <p>「介護保険法」施行</p>	<p>「埼玉県男女共同参画推進条例」制定</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>「埼玉県高齢者保健福祉計画(彩の国ゴールドプラン21)」策定</p>
2001 (平 13)		<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</p> <p>「新しい高齢社会対策大綱」策定</p> <p>人権擁護推進審議会(人権救済制度の在り方)答申</p> <p>「高齢者の居住の安全確保に関する法律」施行</p>	<p>「埼玉県人権政策推進会議」設置</p> <p>「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例」改正</p> <p>埼玉県人権施策推進懇話会「埼玉県の人権施策推進の在り方について」提言</p>
2002 (平 14)	<p>「拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択協議書」採択</p>	<p>「プロバイダ責任制限法」施行</p> <p>「障害者基本計画」策定</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行</p> <p>「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」施行</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</p>	<p>「彩の国5か年計画21」策定</p> <p>「『ハートいっぱい』埼玉県ユニバーサルデザイン推進基本方針」策定</p> <p>「埼玉県人権施策推進指針」策定</p> <p>「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定</p> <p>「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」制定</p>
2003 (平 15)		<p>「個人情報保護法」制定</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」施行</p> <p>「少子化社会対策基本法」施行</p> <p>「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」制定</p>	<p>「彩の国障害者プラン21」策定</p> <p>「埼玉県地域福祉支援計画」策定</p>

年	国 連 等	国	県
2004 (平 16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「児童虐待防止法」改正 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」制定
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択 「人権教育のための世界プログラム」(2005～2009)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「発達障害者支援法」施行 「介護保険法」改正 「犯罪被害者等基本法」施行	「埼玉県子育て応援行動計画」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定 (H17～H21)
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「拉致問題対策本部」設置	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第1次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」策定
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「埼玉県5か年計画」策定 「埼玉県障害者支援計画」策定 「埼玉県多文化共生推進プラン」策定
2008 (平 20)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」改正(性別変更の要件緩和) 「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設	「第2期埼玉県地域福祉支援計画」策定
2009 (平 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 「埼玉県高齢者支援計画」改定 「第2期埼玉県障害者支援計画」策定
2010 (平 22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立(H22.12.10、H23.10.1及びH24.4.1施行)	「埼玉県子育て応援行動計画(後期計画)」策定 「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」策定(H22～H26)
2011 (平 23)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 「障害者基本法」の改正	

年	国連等	国	県
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢社会政策大綱」改定	「埼玉県5か年計画（安心・成長・自立自尊の埼玉）」策定(H24～H28) 「埼玉県人権施策推進指針」改定 「埼玉県人権教育実施方針」改定 「埼玉県多文化共生プラン」改定(H24～H28) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H24～H26) 「埼玉県高齢者支援計画」改定(H24～H26) 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定(H24～H28)
2013 (平 25)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行	
2014 (平 26)		改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ法）」施行 「障害者の権利に関する条約」批准	
2015 (平 27)	SDGs（持続可能な開発目標）が国連サミットで採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」制定 「子ども・子育て支援法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「埼玉県高齢者支援計画」改定(27～H29) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H27～H29) 「埼玉県子育て応援行動計画」改定(H27～R1)
2016 (平 28)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行 「改正障害者雇用促進法」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止法）施行 「第3次犯罪被害者等基本計画」策定 「児童福祉法」改正	「埼玉県手話言語条例」施行 「埼玉県共生社会づくり条例」施行

年	国 連 等	国	県
2017 (平 29)		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	「埼玉県新5か年計画」(希望・活躍・うるおいの埼玉)策定(29~R3) 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定(H29~R3) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定(H29~R3) 「埼玉県多文化共生推進プラン」改定(H29~R3)
2018 (平 30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」改定 「障害者基本計画(第4次)」策定	「埼玉県虐待禁止条例」施行 「埼玉県犯罪被害者等支援条例」施行 「埼玉県高齢者支援計画」改定(H30~R2) 「埼玉県障害者支援計画」改定(H30~R2) 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(H30~R4) 「埼玉県地域福祉支援計画」施行
2019 (平 31・令元)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「埼玉県ケアラー支援条例」施行
2020 (令 2)		「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」施行	「埼玉県子育て応援行動計画」改定(R2~R6) 「防犯のまちづくり推進計画」改定(R2~R6)
2021 (令 3)		改正「高齢者雇用安定法」施行 改正「労働政策総合推進法」施行	「埼玉県高齢者支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県障害者支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県ケアラー支援計画」策定(R3~R5) 「埼玉県地域福祉支援計画」改定(R3~R5) 「埼玉県地域防災計画」一部改定(R3~)

※ この人権関係年表は、主に人権施策推進指針本文に記載されている事項及び近年の事項を記載しました。



埼玉県マスコット
「コバトンとさいたまっち」

埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）

令和4年3月

埼玉県県民生活部人権推進課

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1